

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「竹原支局が作成した平成15年6月3日付け聞取り等報告書（協議場所県庁砂防室）に記載されている『市道に凹凸ができるので、通行に支障を来すため設置は許可できない。』の事実を具体的に検証した記録（例えば、凹凸の高さ、面積、位置など）（以下「本件対象文書1」という。）並びに橋の設置場所を勘案した場合（当該市道は申請人宅前までの事実上行き止まり）の通行に支障を来すとの具体的対象者を記載した文書（以下「本件対象文書2」という。）、さらに峠橋歩道の段差を生じさせた広島県の原因者責任との関連における竹原支局長の見解を記載した文書（以下「本件対象文書3」という。）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下、本件対象文書1に対する処分を「本件処分1」、本件対象文書2に対する処分を「本件処分2」、本件対象文書3に対する処分を「本件処分3」という。）を行い、平成15年12月24日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月5日、本件処分1、本件処分2及び本件処分3を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分1、本件処分2及び本件処分3を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分1、本件処分2及び本件処分3は、砂防室長が出席した協議会の席で、「市道に凹凸ができるので、通行に支障を来すため設置は許可できない。」との重要な判断をするに当たって、具体的な数値を用いることなく、

説明者の気持ちで通行に支障を来すと断定したものと認められるが、竹原支局が当該判断に際して具体的な数値を全く準備せず、県庁の砂防室長に事実関係を説明したとは考えられない。

- (2) 竹原支局は、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、具体的な数値を記載している文書及び開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。
- (3) 理由説明書によれば、「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準との整合から、現道路面の少なくとも 0.5m のかさ上げが必要となる。」と明記されているが、広島県が「計画高水位と護岸高が同一の場合に」という架空の条件の下で、竹原市道峠郷線の道路面をかさ上げすることを前提に不許可処分の理由を画策したものであり、到底納得できない。
- (4) 峠橋歩道の段差を通行して、自動車交通不能の市道峠郷線に進入するように強要したのは、広島県（竹原支局長）であり、当該「段差」と「自動車交通不能」道路の二重の危険箇所を通行するよう強要しておきながら、「法面は通行の用に供するものではないところから、特に問題があつて原因者責任を問うような状態とはみなしておらず、（後略）」との理由説明をもって、真実の行政文書を隠匿しようとするものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分1、本件処分2及び本件処分3を行った理由は、次のとおりである。

##### 1 本件処分1及び本件処分2について

当該許可申請箇所での橋（梁）設置には、「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準」との整合から、現道路面の少なくとも 0.5m のかさ上げが必要となる。他方、近接・隣接する住人が当人家屋からの往来に障害を生じさせないように配慮することが必要であり、当該家屋に対して、曳き・かさ上げ等の有効な措置を講じないのであれば、当該家屋と道路との往来箇所では、現状の路面高を維持する必要があることから、通常想定されるどころの「凹凸ができる」としたものである。

異議申立人の主張する、面積・位置などは許可申請の記載内容によって特定されるものであり、開示請求書後段で主張されている「具体的対象者」の特定に対しても同様のこととなるが、特定し得る数値が本件許可申請に係る申請書に記載されているものではない。

##### 2 本件処分3について

「峠橋歩道の段差」に関してであるが、当該状況は県道吉名停車場線の峠橋東詰（下流側）における、市道峠郷線との接合箇所が生じているものである。

当該許可申請箇所附近の県道吉名停車場線には、有効な歩道が設置できる余裕地は存在していない。この状況から峠橋設置箇所の南側にのみ、歩行用設備が護岸敷を利用して設置されているものである。

当該箇所では、県道の路面高と市道の路面高との間に高低差があるため、歩行用設備と市道との接合箇所、市道に関しての逆法面が生ずることとなる。

当該法面が異議申立書で「峠橋歩道の段差」と主張されているものであるが、社会通念上、法面は通行の用に供するものではないところから、特に問題が

あって原因者責任を問うような状態とはみなしておらず、また、市道の形態に関して、支局長が見解を述べるようなことでもない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、異議申立人が別の行政文書開示請求によって入手した、平成 15 年 6 月 3 日に竹原支局職員が砂防室と協議した内容を記録した聞き取り等報告書「砂防指定地内河川郷川の橋設置について」（以下「砂防室報告書」という。）に、「（計画高水位＋河川としての余裕高＋橋梁としての余裕高をクリアする橋梁を設置しようとする場合、）市道に凹凸ができるので、通行に支障を来すため設置は許可できない。」と記載されていたため、これに関する文書の開示を求めるものである。

### 2 本件処分1について

本件処分1は、異議申立人が本件対象文書1の開示を請求したのに対し、実施機関はそのような文書を作成又は取得していないため、不存在としたものである。

実施機関は、砂防室報告書の記載について、橋梁を設置するためには、橋梁と接続する道路面を現道路面よりも少なくとも 0.5mかさ上げする必要があることから、通常想定されるところの凹凸ができるとしたと説明する。

一方、異議申立人は、実施機関が「許可できない。」との重要な判断をするのに際し、具体的な数値を全く準備しなかったとは考えられず、文書を隠匿している疑義があると主張する。

しかしながら、実施機関の説明によると、異議申立人が求める凹凸の面積・位置などは許可申請書の記載内容によって特定されるものであり、それらを特定し得る数値が許可申請書に記載されていないというのであるから、実施機関が、凹凸の具体的な面積、位置等を記載した文書を保有していなかったとしても不自然ではない。

したがって、実施機関が本件対象文書1は不存在であるとして、本件処分1を行ったことは妥当である。

### 3 本件処分2について

本件処分2は、異議申立人が本件対象文書2の開示を請求したのに対し、実施機関はそのような文書を作成又は取得していないため、不存在としたものである。

実施機関は、凹凸の面積、位置などを特定し得る数値が許可申請書に記載されていないため、具体的対象者を特定できないと主張する。

通行に支障を来す凹凸の具体的な面積、位置等が特定されていないのであれば、その影響を受ける対象者を特定できないことは当然であり、実施機関が、通行に支障を来すとの具体的対象者を記載した文書を保有していなかったとしても不自然な点はない。

したがって、実施機関が本件対象文書2は不存在であるとして、本件処分2を行ったことは妥当である。

#### 4 本件処分3について

本件処分3は、異議申立人が、本件対象文書3の開示を請求したのに対し、実施機関はそのような文書を作成又は取得していないため、不存在としたものである。

実施機関は、歩行用設備と市道との接合箇所について、原因者責任を問うような状態とはみなしておらず、また、市道の形態に関して支局長が見解を述べるようなことでもないと説明する。

実施機関が、当該箇所について原因者責任を問われる状態と認識していないのであれば、自ら管理していない道路の形態に関して支局長の見解を記載した文書を作成していないとしても特段不合理とは認められない。

したがって、実施機関が本件対象文書3は不存在であるとして、本件処分3を行ったことは妥当である。

#### 5 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 8. 17	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 8. 23	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 10. 10	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 10. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 4. 27 (平成 24 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 5. 29 (平成 24 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授